

7山日漁調指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、まだい稚魚の採捕の制限について、次のとおり指示する。

令和7年6月13日

山口県日本海海区漁業調整委員会
会長 中島 均

1 指示する内容

(1) 採捕の制限

全長15センチメートル以下のまだいは、養殖用種苗として採捕してはならない。

(2) 制限する海域

山口県日本海海区

2 指示の有効期間

令和7年7月1日から令和8年6月30日まで